研　修　会　規　約

新居浜カントリー倶楽部研修会

（目的）

第　１　条　新居浜カントリー倶楽部研修会（以下、本研修会）は次の各号を目的とする。

⑴　研修会活動を通じて新居浜カントリー倶楽部（以下、倶楽部）会員の技術及びエチケット・マナーの向上

⑵　倶楽部代表選手の育成および研鑽

⑶　本研修会会員相互の親睦

（位置付け）

第　２　条　本研修会は倶楽部会員の有志が発議し、倶楽部理事会により承認された倶楽部を代表する研修機関である。

（入会資格）

第　３　条　新居浜カントリー倶楽部の会員（準会員含む）で入会を希望する者はＨＣ、年齢等に制限なく入会できる。

入会を希望する者は事務局に申し出、年会費を納入することで会員資格を得る。

（役員）

第　４　条　本研修会に次の役員をおく。役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

⑴　会長

⑵　副会長　２名程度

⑶　顧問、倶楽部理事長及び倶楽部顧問

第　５　条　役員は１月の例会において、出席会員の互選によって選任する。

第　６　条　会長は本研修会を代表し、例会においては議長を務める。副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長業務を代行する。

顧問は研修会に対して助言を与えるとともに支援を行う。

（実施事項）

第　７　条　本研修会で本研修会の目的を達成するために、次の各号を実施する。

⑴　研修ラウンド

⑵　例会

⑶　他クラブとの交流

⑷　その他、本研修会の目的を達成するための事項

（研修ラウンド）

第　８　条　研修ラウンドは毎月１回、開催し、開催日は原則として第１日曜日とする。スタート時間は原則として９時頃とする。

開催日は年間の競技日程表で告示するが、開催日またはスタート時間が変更となる場合は、開催日については１か月前、スタート時間については１週間前までに事務局より文書で全会員

に連絡する。

第 ９ 条　研修ラウンドは次の要領で実施する。

⑴ 競技規則は下記の事項を除いて三大競技規則に準じて実施する。

①使用ティマークは黒、青、白マークとする。

希望する者は年齢に応じたマーク（青５５歳以上、白６０歳以上）を使用出来、３大競技に使用するフルバックも使用出来ることとする。

②ティーショットがＯＢの場合は全て打ち直しとするが、３番、１１番、１４番は２打目もＯＢとなった場合は、前方の特設ティからプレーイング６でプレーすることができる。

⑵ 研修ラウンドはアンダー・ハンディ競技として実施するが、３月および８月に限りスクラッチ競技とする。なお、アンダー・ハンディ競技においてはＨＣ１６以下の者はＨＣ１５に切り上げることとする。

⑶ 入賞および賞品金額については参加人数によってその都度決定する。

同ネットの場合の順位はマッチング・スコアカード方式で決定し、ベスグロ賞に限りローハンディ、年令上位の順で決定する。

なお、各月の成績により、年間順位（ポイント制）を付けて上位３名に賞品を授与する。

※優勝１３ポイント・２位１２ポイント・・・・１０位４ポイント

参加者全員に３ポイント

⑷ 組合せは原則として前月の成績順とするが、若干の希望も認めることとする。

⑸ 倶楽部競技と同日開催となった場合で、倶楽部競技に参加する者は倶楽部競技の第１ラウンドのスコアで研修ラウンドに参加できる。

⑹ 研修ラウンドのプレー・スタイル（セルフまたはキャディ付）は倶楽部に一任する。

なお、キャディ付の場合には赤帽を着用する。

⑺ 研修ラウンドを欠席する場合には必ず事務局に連絡することとし、無断欠席した場合はキャンセル料１，０００円を事務局に支払うこととする。

（例会）

第１０条　例会は研修ラウンドの開催日に研修ラウンド終了後に開催する。ただし、倶楽部競技の開催日と重なる月は例会を開催しない。

第１１条　例会では次の各号について研修、協議する。なお、事務局（事務局が欠席の場合は会長が指名する者）は議事録を作成する。

⑴ 研修会の運営に関する協議

⑵ ルールの改正の通知およびルールの疑義についての確認

⑶ 練習場等での実地研修

⑷ コースの不備、改善等に関する提言、意見具申

（会費）

第１２条　会費は年会費と研修ラウンド参加費とする。

⑴ 年会費は３０００円とし、研修会の事務通信費、年間表彰商品代に充当する。研修ラウ

ンドの参加費は１０００円とし、研修ラウンドの賞品代に充当する。

⑵ 年度途中入会者の年会費は５月以降入会者が２０００円、９月以降入会者が１０００円とする。

⑶ 年会費は１月の研修ラウンド費に合わせて徴収し、研修ラウンド参加費は研修ラウンド費に合わせて徴収する。なお、１月の研修ラウンドに参加しなかった者の年会費は以降の来場時に年会費を受付で徴収する旨を伝えてラウンド費に合わせて徴収する。

（退会）

第１３条　研修会の退会は事務局に申し出ることで制限なく退会が認められる。なお、年度の途中に退会しても年会費は返却しない。

（事務局）

第１４条　倶楽部は研修会の支援のために倶楽部内に事務局を置き、支配人は職員の中から事務局員を指名し、事務局員は次の各号の業務を行う。

⑴ 会員への連絡

⑵ 技術的事項の助言

⑶ 倶楽部からの研修会への要望事項の伝達

⑷ 研修会からの要望事項の掌握と関係者への連絡

⑸ 会計

（会計報告）

第１５条　事務局は年度の最後の研修会が終了次第、当該年度の会計決算処理を行い、全会員に会計報告を行う。

会計報告は１月度の例会出席者の過半数の同意によって承認される。

（本規約の改正）

第１６条　本規約の改正は例会において、出席者の過半数の賛成によって可決する。

（会員証の発行）

第１７条　倶楽部は研修会会員へ「会員証」を発行する。

⑴ 会員証は毎年年間費を収めた者へ交付する。

⑵ １番ティ下にある練習場が空いている場合は、会員証を持参し倶楽部受付へ電話連絡を行うことで使用することが出来る。

付　則　　平成２７年５月３日改定

付則２　　平成２８年５月１日例会結果に基づき第９条（１）①を改定

付則３　　平成２９年１１月３日例会結果に基づき第８条を改定

付則４　　令和３年１月１０日例会結果に基づき第８条、第９条、第１０条を改定

付則５　　令和６年１月７日例会結果に基づき第１７条を追加